

令和8年度 非常災害時の対応について

岡崎市立緑丘小学校

1 岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合

- ① 児童の登校する以前に、岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合
 - ・午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。
 - ・午前6時以降午前11時までに警報が解除された場合は、通学班の出発時刻は午後12時30分とし、午後1時すぎに全ての班の登校が完了したら、授業を開始します。
 - ・午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、「臨時休業」とします。
 - ② 児童の登校後に、岡崎市に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合
 - ・気象及び通学路の状況等から児童を安全に帰宅させうると判断したときは、授業を中止して速やかに集団下校させます。
 - ・通学路が危険と認められるときや帰宅が困難と認められるときは、学校待機とし、安全を確認後に集団下校させます。状況が好転しない場合、保護者の来校を待ち、引き渡します。
 - ・児童が家に入れないことが分かっている場合、保護者に緊急連絡後、学校待機させます。
- ◎育成センター・子家のかばん下校も利用できません。学校にお迎えをお願いします。

2 岡崎市にレベル4「危険警報」レベル5「特別警報」が発表された場合

- ① 児童の登校する以前に、岡崎市に「危険警報」「特別警報」が発表されている場合
 - ・児童は登校せず自宅待機とします。
 - ・「危険警報」「特別警報」解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童は安全に登校できると判断されるまでは登校せず、自宅待機とします。
- ② 児童の登校後に、岡崎市にレベル4「危険警報」、レベル5「特別警報」が発表された場合
 - ・レベル4「危険警報」は、学校留め置きとし、校外の避難場所への移動、保護者の引き渡し等を行います。
 - ・レベル5「特別警報」は、学校留め置きとし、校内の高い場所または崖から離れた場所に移動します。

◎育成センター・子家のかばん下校も利用できません。

※「暴風警報」「暴風雪警報」及び「危険警報」「特別警報」等が発表されていないが、大雨等により土砂災害や河川氾濫など、児童の安全確保に困難が予想される場合は、休業、授業の中止、お迎え等の依頼をする場合もあります。また、各家庭の周辺状況等を確認の上、保護者の判断で登校を見合わせることも考えられます。登校が難しい場合は、学校へ出欠メール等で連絡し、児童の居所をお知らせください。

3 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

- ① 南海トラフ地震臨時情報「調査中」
 - ・通常通り登校させてください。
 - ・校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ。校外で活動中の場合は、いつでも学校にもどれる準備をします。

② 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」

- ・通常通り登校させてください。
- ・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）。校外で活動中の場合は、いつでも学校にもどれる準備をします。

③ 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」

- ・通常通り登校させてください。授業終了後、速やかに集団下校をさせます。必要なときは、「保護者の引き渡し」になる場合もあります。
- ・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）。校外で活動中の場合は、速やかに学校にもどります。
- ・部活動については実施しません。

◎育成センター・子家のかばん下校は利用できません。

◎ただし、「臨時休校」になる場合もあります。岡崎市教育委員会と協議の上決定します。

④ 南海トラフ地震臨時情報「調査終了」

- ・通常通り登校させてください。

4 大規模地震（震度5弱以上）が発生した場合

①児童が在校の場合

- ・児童をグラウンド等の安全な場所に避難させます。
- ・原則として学校待機とし、保護者の来校を待ち、引き渡します。

◎育成センター・子家のかばん下校も利用できません。学校にお迎えをお願いします。

②児童が登下校中の場合

- ・登下校中の児童については、速やかに帰宅して下さい。

③児童が在宅中の場合

- ・登校前の場合は、登校しません。
- ・臨時休校や学校再開の時期等を、学校情報メールやホームページ等で連絡します。

その他

- (1) 非常災害時の避難場所、通学路等の非常災害時の危険な箇所についてどのように対処するか等、日頃から各御家庭で話し合っておいて下さい。
- (2) 市の防災情報をよく聞き、それに従って下さい。
- (3) 公的通信・連絡・情報の収集・伝達等のため、学校への電話は必要最小限にして下さい。
- (4) 学校の対応については、学校情報メールやホームページ等で、お知らせします。なお、停電等により、お知らせできない場合もあります。その場合にも上述の対応で基本的に動いていきます。
- (5) 震度4以下の地震でも、危険であると判断される場合、「臨時休校」「保護者の引き渡し」をお知らせすることがあります。
- (6) 下校時に落雷の恐れのある場合も学校に待機させます。「保護者の引き渡し」をお願いすることがあります。